

明野処分場ニュース

安全管理委員会に係る主な経緯

- 平成17年12月21日 基本協定を締結
- 平成18年 6月 8日 公害防止協定を締結

平成19年8月29日

第1回 明野廃棄物 最終処分場安全管理委員会

が開催されました。

主な内容

- ・ 基本協定、公害防止協定および委員会設置要綱等の説明
- ・ 建設現場視察



(委員会開催状況)



(建設現場視察状況)

安全管理委員会について

安全管理委員会の役割

処分場建設・運営時の安全管理に関する事項についての調査・検討

- (1) 処分場建設時における遮水シートの敷設等の施工状況に関すること。
- (2) 公害防止協定の実施に関し、廃棄物の搬入管理、災害時における安全対策、浸出水処理施設の運転期間など、処分場の安全対策に必要な細目的事項に関すること。

明野廃棄物最終処分場安全管理委員会設置要綱 (抜粋)

(趣旨)

第1条 明野廃棄物最終処分場に係る公害防止協定(以下「協定」という。)第9条の規定に基づく明野廃棄物最終処分場安全管理委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、明野廃棄物最終処分場(以下「処分場」という。)に関する次の事項について調査検討し、意見を述べる。

- (1) 処分場の建設時における施工状況に関すること。
- (2) 協定第14条に規定する細目的事項に関すること。
- (3) その他処分場の安全管理に必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会には、委員長1人及び副委員長1人を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときには、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、財団法人山梨県環境整備事業団において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(安全管理委員会メンバー)

所属・分野	委員
地元代表	旧朝神8地区区長 上神取 御領平 下神取 浅尾新田 浅尾 中込 浅尾原 東光
北社市	副市長、生活環境部長、環境課長、明野総合支所長
学識経験者	山梨大学 名誉教授 中村文雄 (水質工学) 山梨大学 工学部教授 金子栄廣 (環境工学)
県	理事、環境整備課長、中北林務環境事務所長
事業団	専務理事、事務局長、建設事務所長、事務局次長
計	21名

建設工事の状況

平成21年度の操業に向け、安全に配慮しながら工事を進めています。



浸出水処理施設（調整槽）



埋立地全景（下流より望む）



浸出水処理施設

埋立地

防災調整池

防災調整池（ダム）



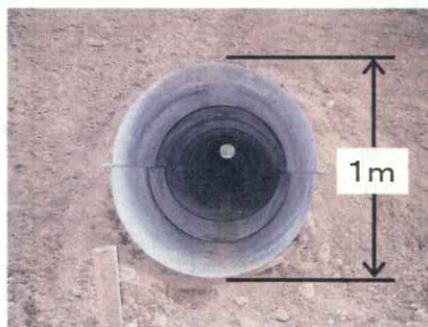
貯留構造物



野生動物にも配慮した様々な対応



野生動物の「水場」を保存



覆土仮置場の下を動物が横断できるトンネル



小動物に配慮した側溝からの出口

（写真撮影場所：覆土仮置場）

発行：平成19年10月 ー第8号ー

（財）山梨県環境整備事業団 Tel:055-223-1516
山梨県森林環境部環境整備課 Tel:055-223-1515

明野建設事務所 Tel:0551-25-0211